

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 総務・市民協働部  
 総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7  
 株T-Flap

## 目次

### 告 示

- 告示第80号 指定納付受託者の指定……（デジタル政策課）…2

### 消 防 本 部

- 告示第1号 公印の新調及び廃止……………2

### 監 査 委 員

- 公表第7号 定期監査の結果の報告……………2
- 公表第8号 財政援助団体等監査の結果の報告……………2
- 公表第9号 定期監査の結果の報告……………3
- 公表第10号 財政援助団体等監査の結果の報告……………3

告 示

宇治市告示第80号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年7月3日

宇治市長 松村 淳子

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
S B ペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸1-7-1
2 指定納付受託者が行う歳入の種類
京都府・市町村共同施設予約システムにおける施設利用料等
3 指定日
令和8年5月13日

消 防 本 部

宇治市消防本部告示第1号

公印の新調及び廃止について

次のとおり公印を新調し、及び廃止したので、宇治市消防公印規程（昭和43年宇治市消防本部訓令第1号）第7条第2項の規定により告示します。

令和8年7月3日

宇治市消防長 木戸 英明

廃止

Table with 4 columns: 公印の名称, 使用区分, 廃止年月日, 印影. Row 1: 宇治市消防署長印, 西消防署長の名をもつて発する文書, 令和8年6月30日.

新調

Table with 4 columns: 公印の名称, 使用区分, 使用開始年月日, 印影. Row 1: 宇治市消防署長印, 西消防署長の名をもつて発する文書, 令和8年7月1日.

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和8年6月17日

宇治市監査委員
池上 哲朗
松岡 ゆかり
真田 敦史

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準

に準拠し実施した。

第2 監査の対象

産業観光部及び議会事務局の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

- 委託料支出状況（農林茶業課、文化スポーツ課、議会事務局）
工事請負費支出状況（農林茶業課、文化スポーツ課）
政務活動費支出状況（議会事務局）
補助金支出状況（農林茶業課、文化スポーツ課）
備品管理状況（農林茶業課、議会事務局）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、産業観光部農林茶業課、文化スポーツ課及び議会事務局における事務事業のうち、主として令和7年4月1日から令和7年11月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和8年1月5日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和8年2月18日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行及び管理に努められたい。

記

1 農林茶業課

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
(2) 工事請負費支出状況について
適正に処理されていた。
(3) 補助金支出状況について
支出負担行為が補助金交付決定日より前に行われているのが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。
(4) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

2 文化スポーツ課

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
(2) 工事請負費支出状況について
適正に処理されていた。
(3) 補助金支出状況について
支出負担行為が補助金交付決定日より前に行われているのが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

3 議会事務局

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
(2) 政務活動費支出状況について
適正に処理されていた。
(3) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

(揭示済)

宇治市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和8年6月17日

宇治市監査委員
池上 哲朗
松岡 ゆかり
真田 敦史

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等(公の施設の指定管理者)監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

## 第2 監査の対象

アクティオ株式会社が指定管理者を務める宇治市文化会館の管理運営状況について、監査を実施した。

## 第3 監査の着眼点

指定管理者による指定管理業務が基本協定等に基づき適正に執行されているかどうかに着目して実施した。

## 第4 監査の主な実施内容

この監査は、産業観光部文化スポーツ課・アクティオ株式会社における宇治市文化会館の管理運営に係る事務事業のうち、主として令和6年度の事務を対象とし、提出されたそれぞれの監査資料、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

令和8年1月5日から30日までに、監査対象施設等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和8年2月18日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

## 第6 監査対象施設の概要

### 1 施設の概要

ア 所在地	宇治市折居台一丁目1番地
イ 竣工	昭和59年9月
ウ 延床面積	約11,831㎡
エ 構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
オ 主な施設内容	大ホール、小ホール、リハーサル室、練習室

### 2 業務

- 宇治市文化会館の施設、設備等の維持管理及び運営に関する業務
- 宇治市文化会館の使用許可及び利用料金の徴収に関する業務
- 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定管理者選定方法 公募

5 利用料金制度 導入

6 利用実績(令和6年度)

施設区分	人数(人)
大ホール	72,024
小ホール	18,941
リハーサル室	3,212
練習室	1,603
その他	3,642
合計	99,422

## 第7 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。文化スポーツ課は、所管課として、今後においても、指定管理者の管理する施設の管理の適正を期するため、指導監督に努められたい。

### 記

#### 1 文化スポーツ課、アクティオ株式会社

- 指定の手続について  
適正に処理されていた。
- 施設の使用許可について  
使用許可申請書の様式の一部不備等が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。
- 施設設備等の維持管理について  
消防用設備の機器点検が未実施であった。今後は適正な事務の執行に努められたい。
- 支出事務、契約事務及び現金管理について  
適正に処理、管理されていた。
- 備品管理状況について  
備品台帳の登録品名と異なるものが見受けられた。今後は適正な管理に努められたい。

(掲示済)

## 宇治市監査委員公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和8年6月17日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

真田 敦史

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

## 第2 監査の対象

総務・市民協働部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

コミュニティセンター使用料収入状況(市民協働推進課)

住民訴訟賠償金収入状況(契約課)

報償費支出状況(契約課)

委託料支出状況(総務課、契約課、市民協働推進課)

補助金支出状況(総務課、市民協働推進課)

備品管理状況(市民協働推進課)

## 第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

## 第4 監査の主な実施内容

この監査は、総務・市民協働部総務課、契約課、市民協働推進課における事務事業のうち、主として令和7年4月1日から令和7年12月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

令和8年2月2日から27日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和8年3月24日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

## 第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行及び管理に努められたい。

### 記

#### 1 総務課

- 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
- 補助金支出状況について  
支出負担行為が補助金交付決定日より前に行われているものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

#### 2 契約課

- 住民訴訟賠償金収入状況について  
今後、債権管理方針を明確にした上で、方針に基づき債権回収、債権整理に鋭意取り組まれたい。
- 報償費支出状況について  
適正に処理されていた。
- 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。

#### 3 市民協働推進課

- コミュニティセンター使用料収入状況について  
適正に処理されていた。
- 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
- 補助金支出状況について  
支出負担行為が補助金交付決定日より前に行われているものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。
- 備品管理状況について  
備品台帳の登録品名と異なるものが見受けられた。今後は適正な管理に努められたい。

(掲示済)

## 宇治市監査委員公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和8年6月17日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

真田 敦史

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等(公の施設の指定管理者)監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

西小倉地区コミュニティ推進協議会(以下、「西小倉推進協議会」という。)が指定管理者を務める宇治市西小倉コミュニティセンター及び南宇治地区コミュニティ推進協議会(以下、「南宇治推進協議会」という。)が指定管理者を務める宇治市南宇治コミュニティセンターの管理運営に関する事務及び指定管理料の会計処理に関する事務について、監査を実施した。

第3 監査の着眼点

- 監査の対象事務について、次の点に着眼し実施した。
(1) 施設は関係法令、協定等に基づき適正に管理運営が行われているか
(2) 指定管理料の会計処理等は適正に行われているか
(3) 指定管理者の指定は関係法令等に基づき適正に行われているか
(4) 指定管理料は適正に算定されているか
(5) 指定管理者に対する適切な指導が行われているか

第4 監査の主な実施内容

この監査は、総務・市民協働部市民協働推進課、西小倉推進協議会及び南宇治推進協議会における公の施設の管理運営に係る事務事業のうち、主として令和6年度の事務を対象とし、提出されたそれぞれの監査資料、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和8年2月2日から27日までに、監査対象施設等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和8年3月24日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 指定管理者の概要

1 目的及び設立

- (1) 西小倉推進協議会
「地域住民を主体とした市民の文化活動の高揚と福祉の増進を図り、もって人間性豊かな地域社会づくりに寄与すること」を目的として設立された。
設立 昭和62年12月13日
(2) 南宇治推進協議会
「地域住民を主体とした市民の文化活動の高揚と福祉の増進を図り、もって人間性豊かな地域社会づくりに寄与すること」を目的として設立された。
設立 平成8年2月16日

2 事業

その目的を達成するために、規約に基づき、次の事業を実施している。

- (1) 西小倉推進協議会
・センター管理運営に関すること。
・住民自治の振興に関すること。
・住民相互の交流や連帯に関すること。
・各種団体活動の支援に関すること。
・関係行政機関及び各種団体との連絡調整に関すること。
・生活環境の向上に関すること。
・その他推進協議会の目的達成に必要な事項
(2) 南宇治推進協議会
・センター管理運営に関すること。
・住民自治の振興に関すること。
・住民相互の交流や連帯に関すること。
・各種団体活動の支援に関すること。
・関係行政機関及び各種団体との連絡調整に関すること。
・生活環境の向上に関すること。
・福祉の増進と振興に関すること。
・その他推進協議会の目的達成に必要な事項

3 組織

- (1) 西小倉推進協議会
① 役員
会長1名、副会長4名、委員、事務局長1名、会計1名、会計監事2名
② 意思決定機関
総会 最高議決機関 活動方針、予算、役員の変更、規約の改廃等
役員会 事業報告、決算・会計監査報告、規則の制定及び改廃等
三役会 推進協議会の日常業務などを協議
委員会 まちづくり推進委員会、福祉推進委員会、文化推進委員会、広報推進委員会
(2) 南宇治推進協議会
① 役員
会長1名、副会長3名、常任委員8名、事務局長1名、会計1名、会計監事2名
② 意思決定機関
総会 最高議決機関 活動方針・事業計画、予算、役員の変更、規約の改廃等
役員会 事業報告、決算・会計監査報告、規則の制定及び改廃等
三役会 推進協議会の日常業務などを協議
委員会 まちづくり推進委員会、福祉社会推進委員会、文化体育推進委員会、広報推進委員会

4 所在地

西小倉推進協議会 宇治市小倉町南堀池107番地の1
南宇治推進協議会 宇治市大久保町上ノ山42番地の3

第7 監査対象施設の概要

1 宇治市西小倉コミュニティセンター

(1) 施設

- ア 所在地 宇治市小倉町南堀池107番地の1
イ 開館 昭和63年5月3日
ウ 構造 鉄筋コンクリート造2階建
エ 敷地面積 1,487.60㎡
オ 建築面積 465.96㎡
カ 延床面積 791.86㎡
キ 施設内容 交流ロビー、集会室、行政サービスコーナー、事務室、会議室1、会議室2、料理教室、和室1、和室2、倉庫、風除室、玄関、湯沸室、便所、サイレン塔、廊下、エレベーター

(2) 業務

- ア 施設の管理に関すること
イ 施設及び設備の維持管理に関すること
ウ 「市民の声」投書箱の設置運営業務
エ その他市長が定める業務
(3) 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(予備調査時点)
(4) 指定管理者選定方法 非公募
(5) 利用実績(貸館状況) 令和6年度 2,541人(令和5年度 2,488人)

2 宇治市南宇治コミュニティセンター

(1) 施設

- ア 所在地 宇治市大久保町上ノ山42番地の3
イ 開館 平成8年4月26日
ウ 構造 鉄筋コンクリート造2階建
エ 敷地面積 1,357.72㎡
オ 建築面積 580.61㎡
カ 延床面積 960.99㎡
キ 施設内容 大会議室(1階)、交流室、和室1、和室2、事務室、行政サービスコーナー、大会議室(2階)、料理教室、創作室、小会議室、倉庫、機械室、玄関、湯沸室、便所、エレベーター、廊下、ホール

(2) 業務

- ア 施設の管理に関すること
イ 施設及び設備の維持管理に関すること
ウ 「市民の声」投書箱の設置運営業務
エ その他市長が定める業務
(3) 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(予備調査時点)
(4) 指定管理者選定方法 非公募
(5) 利用実績(貸館状況) 令和6年度 3,395人(令和5年度 3,536人)

第8 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、市民協働推進課の指導のもと改善されたい。市民協働推進課は、所管課として、今後においても、指定管理者の管理する施設の管理の適正を期するため、指導監督に努められたい。

記

1 市民協働推進課・西小倉推進協議会

- (1) 指定の手続について
適正に処理されていた。
(2) 施設の使用許可について
適正に処理されていた。
(3) 施設設備等の維持管理について
警備等業務委託について、業務完了前の支払いが見受けられた。履行確認後の支払いを徹底されるとともに、年度末の業務委託については、協議会会計規則に基づき処理されたい。
(4) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

2 市民協働推進課・南宇治推進協議会

- (1) 指定の手続について
適正に処理されていた。
(2) 施設の使用許可について
適正に処理されていた。
(3) 施設設備等の維持管理について
清掃等業務委託について、業務完了前の支払い及び業務完了報告書の未受理が見受けられた。履行確認後の支払いを徹底されるとともに、年度末の業務委託については、協議会会計規則に基づき処理されたい。
(4) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

(掲示済)